

泊漁港放置艇対策5ヶ年計画

(令和4年度～令和8年度)

令和4年3月

沖縄県農林水産部

漁港漁場課

1. 泊漁港放置艇対策の経緯

漁港内の放置艇は、漁港機能の低下、景観の阻害、台風などによる基本施設の損傷・汚損のおそれなど、漁港管理上の大きな課題となっている。

県では、着実に放置艇対策を実践するため、平成27年7月に「沖縄県県管理漁港放置艇5ヶ年計画」を、令和2年4月には「沖縄県県管理漁港放置艇対策5ヶ年計画」を策定し放置艇対策に取り組んできた。

こうした中、拠点漁港である泊漁港は、狭隘でありながら大型の放置艇が陸上に集積し、特に漁港機能の低下が顕著であることから、県では、泊漁港に特化した「泊漁港放置艇5ヶ年計画」（平成29年度～平成33年度）を平成28年7月に策定し、重点的な取組を実践することとした。

計画策定から5年間にわたり処理に取り組んできたが、17隻の放置艇処理の目標は、4隻の処理にとどまり、依然として、大小13隻の放置艇が施設用地の一面を占拠し、漁港の適正な維持、保全及び運営を図る観点で今なお問題が残っている。

2. 計画の目標

泊漁港は、狭隘な敷地であり、かつ大型の放置艇が陸上に多く残置されていることで慢性的な用地不足の要因となっており、漁港機能が低下した状態となっている。

また、令和4年度の県漁連産地市場の糸満漁港への移転を転機とし、港全体の再整備の検討が進められている。現在放置艇が集積している用地については、漁業者団体による有効利用を想定しているが、放置艇の存在が再整備の支障となり得ることから、速やかな課題解決が求められている。

そこで、引き続き泊漁港における重点的な放置艇対策を講じることにより、着実に放置艇を処理し、早期に漁港機能の向上を図るものとする。

目標値の設定にあたっては、前計画での取組で得た知見や実績、予算面などを総合的に踏まえ、実効性の高い数値として5カ年間で10隻の処理を目指すこととした。

3. 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間とする。

4. 目標達成のための施策

① 放置艇の実態調査

毎年度、泊漁港の放置艇実態調査を行い、放置艇の状況、所有者の状況、危険性な

どを詳細に把握する。

② 処理計画

実態調査に基づき、所有者の状況、緊急性などから判断し、処理する放置艇の優先順位をつけ、処理計画を立てる。

③ 権利関係の整理等の事務の強化

これまで、相続の発生、所有法人の解散等権利関係の整理に時間を要したことから、弁護士への法律相談等専門家の知見を活用して権利関係の整理事務を強化する。

④ 行政指導等の強化

引き続き放置艇の所有者に対し行政指導を行うとともに、これに従わないものについては、監督処分を行うなど対応を強化する。

5. 処理計画

単位：隻

	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	計
放置艇処理数	2	2	2	2	2	10

※ 計画は令和4年度～令和8年度の5ヶ年間とするが、計画終期には成果の検証を行い、必要に応じて次期計画を立てることとする。